

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市市議会議長

殿

総務省自治行政局住民制度課  
サイバーセキュリティ対策室長

「地方公共団体の機器等の調達におけるサプライチェーン・リスク対策のための  
選定基準及び仕様書策定手引書」について（通知）

平素より、地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の徹底について格段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地方公共団体の情報システム等のサプライチェーン・リスク対策の必要性等については「地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）」（令和8年6月26日付け総行サ第42号、総務省自治行政局長通知。以下「局長通知」という。）において示したところです。

局長通知において、今後通知することとしておりました選定基準及び仕様書等の詳細について、今般、「地方公共団体の機器等の調達におけるサプライチェーン・リスク対策のための選定基準及び仕様書策定手引書」（以下「手引書」という。）を別紙のとおり策定しました。

各地方公共団体におかれては、サプライチェーン・リスク対策を含むセキュリティ対策を実効的なものとするため、手引書を参照の上、適切に選定基準及び仕様書等を策定いただきますようお願いします。

特に、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）において示す自治体機密性2以上の情報を取り扱う機器等の調達を実施する際には手引書において示す確認書等により、事業者において必要な対策が講じられていることを確認するようお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議長に対し、この旨周知願います。また、その際には、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人にも併せて周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

連絡先：

自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室  
桑折補佐、西本係長、椎葉事務官

TEL：03-5253-5333（直通）

E-mail：lg-security@soumu.go.jp